

岩手県告示第 310 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 4 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 軽米九戸線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡九戸村大字山屋第 5 地割 117 番地先から 119 番 3 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 11 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで
- 2 (1) 路線名 花巻和賀線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市諏訪 4 番 1 地先から太田第 53 地割 319 番 1 地先まで
 - イ 花巻市轟木 6 地割 453 番地先から 388 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 11 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで
- 3 (1) 路線名 花輪千徳線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市長沢第 14 地割 31 番 1 地先から第 16 地割 99 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 11 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで